

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会		実績判定期間	2019年7月1日～2024年6月30日				
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数（※）の合計数が年平均100人以上であること					チェック欄			
					✓			
【留意事項】								
1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。								
2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。								
3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。								
実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
	自	2019年7月1日	2020年7月1日	2021年7月1日	2022年7月1日	2023年7月1日	年 月 日	
	至	2020年6月30日	2021年6月30日	2022年6月30日	2023年6月30日	2024年6月30日	年 月 日	
年3,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
【寄附者名簿チェック欄】								
☒ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。								
☒ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。								
☒ 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。								
上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。								
○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。								
年3,000円以上の寄附者の数（※）	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
	人	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月
実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数（※）		A	人	× 12		= 人 ≥ 100人		
実績判定期間の月数		B	月					
							↑ 小数点以下は切り捨てます。	

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が令和5年7月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は令和3年4月1日から令和5年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようにお願いします。

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			✓
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
		実績判定期間	
すべての事業活動に係る金額等		①	(指標) 855,617,611 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		②	37,600 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	0 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	37,600 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 (a+b+c+d+e)		⑥	37,600 円 ⇨②へ
基準となる割合 (②÷①)		③	0.00%

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
⑧	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑨	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑩	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑪	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑫	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
⑬	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		15 人	0 人	0%	2 人	13.3%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		人	人	人	人	人	人	15人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	2人

役員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	就任・退任 年月日
イトワ イシカワ 伊藤（石川） えり		理事								○	就任：2003年8 月30日
アカサカ 赤阪 むつみ		理事								○	就任：2023年9 月23日
アベ ヘルナ 阿部 春奈		理事								○	就任：2023年9 月23日
イウチ セツオ 井内 摂男		理事								○	就任：2019年9 月28日
イシイ ヒロアキ 石井 宏明		理事								○	就任：2007年9 月24日
オオエ ナガコ 大江 修子		理事								○	就任：2014年9 月27日
カベ タニヒコ 可部 州彦		理事								○	就任：2023年9 月23日
タキモト テツヤ 滝本 哲也		理事								○	就任：2003年8 月30日

ニイジマ アヤコ 新島 彩子		理事								○	就任:2023年9 月 23 日
ノムラ クニヤス 野村 国康		理事								○	就任:2023年9 月 23 日
ハタ ケンタロウ 畠 健太郎		理事								○	就任:2013年9 月 23 日
ナガシマ ミキ 長島 美紀		理事								○	就任:2024年9 月 14 日
ニイミチ ミドリ 新居 みどり		理事								○	就任:2024年9 月 14 日
ニムラ シン 三村 伸		理事								○	就任:2024年9 月 14 日
ユイ ミドリ 油井 緑		監事								○	就任:2023年9 月 23 日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年8月31日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 石川 えり 殿

公認会計士

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の2019年7月1日から2020年6月30日までの2019年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

財務諸表等に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表等に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することが含まれる。

私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動（損益）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人難民支援協会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年8月30日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 石川 えり 殿

公認会計士

監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の2020年7月1日から2021年6月30日までの2020年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。

私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年8月31日

特定非営利活動法人 難民支援協会
代表理事 石川 えり 殿

公認会計士

監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の2021年7月1日から2022年6月30日までの2021年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表に対する注記について監査し、併せて財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。

私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、年次報告書である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年8月31日

特定非営利活動法人 難民支援協会
代表理事 石川 えり 殿

公認会計士

監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の2022年7月1日から2023年6月30日までの2022年度の活動計算書及び貸借対照表並びに財務諸表の注記並びに財産目録（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び活動(損益)の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。

私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、年次報告である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024 年 9 月 9 日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 石川 えり 殿

公認会計士

監査意見

私は、特定非営利活動法人難民支援協会の 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までの 2023 年度の活動計算書、貸借対照表及び財務諸表に対する注記並びに財産目録（以下、これらの監査対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会）に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、年次報告である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準（2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会）に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。

これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	855,617,611 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	855,617,611 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	1,016,100,174 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	756,408,828 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	74.44%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

(注意事項)

・「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及び二）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会				
役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。 （注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。 ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者					
イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口を除く。）					
氏 名	職 名	法人との関係 （注2）	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	2019/7/1-2022/9/30	12,580,000 円
			報酬	2022/10/1-2024/9/17	8,960,000 円
			給与	2019/7/1-2022/9/30, 2023/10/1-2024/9/17	12,435,376 円 4,313,400 円
			給与	2022/10/1-2023/9/30	
			給与	2019/7/1-2022/9/30	12,531,778 円
			給与	2022/10/1-2024/9/17	
			給与	2019/7/1-2021/7/31	4,652,121 円
			給与	2023/10/1-2024/9/17	4,313,400 円
			給与	2019/7/1-2023/8/31	
			給与	2023/10/1-2024/9/17	4,313,400 円
			給与	2023/10/1-2024/9/17	4,313,400 円
			給与	2022/9/1-2024/9/17	
			給与	2022/7/1-2024/9/17	
			給与	2023/6/1-2024/9/17	
			給与	2023/6/1-2024/9/17	
			給与	2022/7/1-2024/9/17	
			給与	2023/9/1-2024/2/29	
			給与	2023/6/1-2024/2/29	
			給与	2023/6/1-2023/8/31	

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2019年7月1日 ～ 2024年9月17日
---------	------------------------

給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
41 人	222,906,197 円

（注意事項）

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会				
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。 (注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 (1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		難民研究ジャーナル 8号 1冊	2019/7/29	2,200 円	定価販売
		難民研究ジャーナル 8号 1冊	2919/7/31	2,200 円	定価販売
		難民研究ジャーナル 8号 1冊	2019/11/1	0 円	献本: 次号執筆者への資料として
		難民研究ジャーナル 8号 1冊	2019/11/11	0 円	献本: 関係者への情報提供として
		難民研究ジャーナル 1号 1冊	2019/12/3	2,000 円	定価販売
		難民研究ジャーナル 9号 4冊	2020/3/25	0 円	献本: 執筆者
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/25	0 円	献本: 編集関係者に対して
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/30	0 円	献本: 編集関係者に対して
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/31	2,200 円	定価販売
		難民研究ジャーナル 9号 2冊	2020/3/31	0 円	献本: 執筆者
		難民研究ジャーナル 9号 2冊	2020/3/31	0 円	献本: 執筆者
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/31	0 円	献本: 編集関係者に対して
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/31	0 円	献本: 編集関係者
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/31	0 円	献本: 編集関係者に対して
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/31	0 円	献本: 編集関係者に対して
		難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/3/31	0 円	献本: 編集関係者に対して
		難民研究ジャーナル 9号 2冊	2020/3/27	0 円	献本: 執筆者

難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/1	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/1	2,200 円	定価販売
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/1	2,200 円	定価販売
難民研究ジャーナル 9号 2冊	2020/4/3	0 円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：次号執筆者への資料として
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：次号執筆者への資料として
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/4/3	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/6/11	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 9号 1冊	2020/9/24	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 10冊	2021/3/26	0 円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 10号 10冊	2021/3/26	0 円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0 円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 2冊	2021/3/26	0 円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 10号 2冊	2021/3/26	0 円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 10号 3冊	2021/3/26	0 円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0 円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0 円	献本：編集関係者

難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：査読関係者
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	0円	献本：次号執筆者への資料として
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	2,200円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	2,200円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/3/26	2,200円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 10号 1冊	2021/6/24	2,420円	定価販売
難民研究ジャーナル 4号 1冊、5号 1冊	2021/10/26	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 4号～7号 各1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 4号～7号 各1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 10冊	2022/3/31	0円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 11号 2冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 2冊	2022/3/31	0円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 3冊	2022/3/31	0円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 11号 2冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して

難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/3/31	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 10号 1冊、11号 1冊	2022/4/8	4,500円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/4/8	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2022/6/15	2,300円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
海を渡った故郷の味 新装版 1冊	2022/8/1	0円	献本：活動資料として
海を渡った故郷の味 新装版 1冊	2022/11/28	0円	献本：活動資料として
海を渡った故郷の味 新装版 1冊	2023/01/24	2,000円	スタッフ販売価格（消費税 分割引）
難民研究ジャーナル 11号 1冊	2023/1/25	0円	献本：関係者への情報提供 として
海を渡った故郷の味 新装版 1冊	2023/02/21	0円	献本：活動資料として
難民研究ジャーナル 12号 1冊	2023/4/28	0円	献本：編集関係者に対して

[illegible]

海を渡った故郷の味 新装版 1冊	2023/05/16	0円	献本：活動資料として
難民研究ジャーナル 12号 1冊	2023/6/20	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 12号 1冊	2023/12/22	2,000円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 13号 10冊	2024/3/25	0円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	2,500円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	2,500円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 13号 3冊	2024/3/25	0円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：編集関係者に対して
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：次号執筆者への資料として
難民研究ジャーナル 13号 3冊	2024/3/25	0円	献本：執筆者
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	0円	献本：執筆協力者
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	2,500円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	2,500円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	2,500円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	2,500円	スタッフ販売価格（消費税分割引）
難民研究ジャーナル 13号 1冊	2024/3/25	2,500円	スタッフ販売価格（消費税分割引）

		難民研究ジャーナル 13 号 1 冊	2024/4/1	0 円	献本：次号執筆者への資料として
		難民研究ジャーナル 13 号 1 冊	2024/5/1	0 円	献本：編集関係者に対して
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		研究論文審査、機関誌企画等	2019/7/1-2020/6/30	530,000 円	業務委託契約に基づく
		研究論文審査、機関誌企画等	2019/7/1-2019/12/31	250,000 円	業務委託契約に基づく
		研究論文審査、機関誌企画等	2020/7/1-2021/6/30	610,000 円	業務委託契約に基づく
		研究論文審査、機関誌企画等	2021/7/1-2022/6/30	1,080,000 円	業務委託契約に基づく
		研究論文審査、機関誌企画等	2022/7/1-2023/6/30	1,350,000 円	業務委託契約に基づく
		産業医	2022/7/1-2023/6/30	600,000 円	業務委託契約に基づく
		理事会議事録・議題案作成及び関連する助言	2022/7/1-2023/6/30	176,000 円	業務委託契約に基づく
		研究論文審査、機関誌企画等	2023/7/1-2024/6/30	1,350,000 円	業務委託契約に基づく
		研究論文審査	2023/10/18	30,000 円	業務委託契約に基づく
		産業医	2023/7/1-2024/6/30	600,000 円	業務委託契約に基づく
		理事会議事録・議題案作成及び関連する助言	2023/7/1-2024/6/30	220,000 円	業務委託契約に基づく
		産業医	2024/7/1-2024/9/17	100,000 円	業務委託契約に基づく
		理事会議事録・議題案作成及び関連する助言	2024/7/1-2024/9/17	44,000 円	業務委託契約に基づく
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

該当なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2019/7/1-2020/6/30	17,102,185 円	生活費・医療費・交通費等の直接支援
		2020/7/1-2021/6/30	7,800,827 円	生活費・医療費・交通費等の直接支援

		2021/4/10	5,000 円	取材協力
		2021/6/30	3,475,794 円	新法人への事業譲渡に伴う寄付
		2020/12/16	100,000 円	年会費
		2021/7/1- 2022/6/30	6,798,654 円	生活費・医療費・交通費等の直接支援
		2021/8/14	50,000 円	賛助会費
		2022/4/30	5,000 円	取材協力
		2022/7/1- 2023/6/30	31,245,776 円	生活費・医療費・交通費等の直接支援
		2022/9/30	50,000 円	賛助会費
		2022/12/15	15,000 円	取材協力
		2023/7/1- 2024/6/30	84,411,113 円	生活費・医療費・交通費等の直接支援
		2024/7/1- 2024/9/17	891,553 円	生活費・医療費・交通費等の直接支援
			円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会
-----	-----------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ニ 暴力団の構成員等 ^(註2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい いいいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい いいいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい いいいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい いいいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい いいいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい いいいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人難民支援協会					
事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
難民、難民申請者への適切な情報提供と助言 および 困窮している難民、難民申請者への緊急人道支援	難民申請や生活に関する問題を抱え支援を求める難民に対して、状況を聞き取り、一人ひとりのニーズに応じた情報提供とカウンセリングを提供し、支援ニーズの高い難民に対し弁護士や外部専門家への紹介などを行う	期間中の平日を中心	協会事務所等	12 人 (兼務を含む。以下同)	主に難民申請者(800 名程度)	92,484,011 円
難民、難民申請者及びそのコミュニティへの自立支援	難民とその居住コミュニティの様々なアクターに対して、難民が自立しお互いに支え合えるよう、難民の社会統合を目指した支援を提供する	期間中の平日および週末	協会事務所、居住地	2 人	各難民、難民集住地域にかかわる人(300 名程度)	5,273,708 円
難民、難民申請者への職業紹介及び就労を容易にするための活動	難民が経済的に自立できるよう、就労前の日本語等の訓練および雇用企業とのマッチングを行う	期間中の平日を中心	協会事務所、日本語学校等	3 人	主に難民(60 名程度)	17,628,128 円
難民に関係する調査、研究及び政策提言	難民受け入れに関する政策・制度が改善されるよう、関係者との連携や調査研究、政策提言を行う	期間中の平日を中心	協会事務所等	5 人	難民および日本社会全体(不特定多数)	8,344,232 円
	日本社会において多様な形態での難民受け入れ環境が整うようになり、補完的な形態での難民受け入れとして、日本がより国際的な責務を果たせるようにすることを目指し、海外在住の難民を教育機関等で受け入れる	期間中の平日を中心	協会事務所、日本語学校、大学等	2 人	留学生およびその家族として入国する難民(40 名程度)	12,532,836 円
国際機関、NGO 等関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経験交流と事業実施における協力	国際機関や国内外の他の難民支援団体と協働し、難民認定制度申請の改善と適正手続きの確保、生活保障に向けて緊密に情報交換・連携していく	期間中の平日を中心	協会事務所等	2 人	難民および日本社会全体(不特定多数)	2,234,527 円
前各号の事業に要求される知識と技能を持ち、専門的に従事することのできる人材の育成 および 前各号の事業に関する機関紙の発行、並びに講演会、報告会、文化事業等を通じての広報活動	日本国内の難民問題の認知度を高め、難民受け入れに前向きな世論を作るため、マスメディアや当協会独自のメディアを通じて、情報発信を行う	期間中の平日を中心	協会事務所等	9 人	難民および日本社会全体(不特定多数)	53,869,565 円